

改正 熊本県地下水保全条例

～「水の国くまもと」をめざして～
地下水はみんなで守りみんなで使う「公共水」です

— 平成24年4月・10月施行 —

水の国くまもと



くまもとサプライズキャラクター
「くまモン」

改正 熊本県地下水保全条例の概要

熊本県では、水道水の約8割を地下水に依存するなど、地下水は県民の暮らしや経済活動を支える共通の基盤となっており、これまで大切に地下水の保全に取り組んできました。

しかし、近年、一部の地域において長期的な地下水位の低下や硝酸性窒素等による地下水の汚染が課題となっていることから、県民が豊かで良質な地下水の恵みを将来にわたって享受できるよう、地下水の水量及び水質の更なる保全を図る必要があります。

そこで、熊本県では、事業者、県民及び行政が、地下水は「公共水」であるとの認識に立ち、協働して地下水の水量及び水質の保全に取り組むため、熊本県地下水保全条例の一部を改正しました。

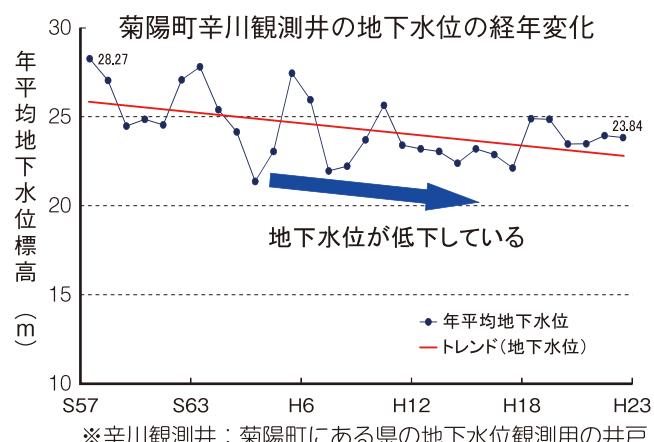
【地下水の水量の状況について】

熊本の代表的な湧水地である江津湖の湧水量は、減少傾向にあります。また、熊本地域の台地部では、長期的な地下水位の低下がみられます。



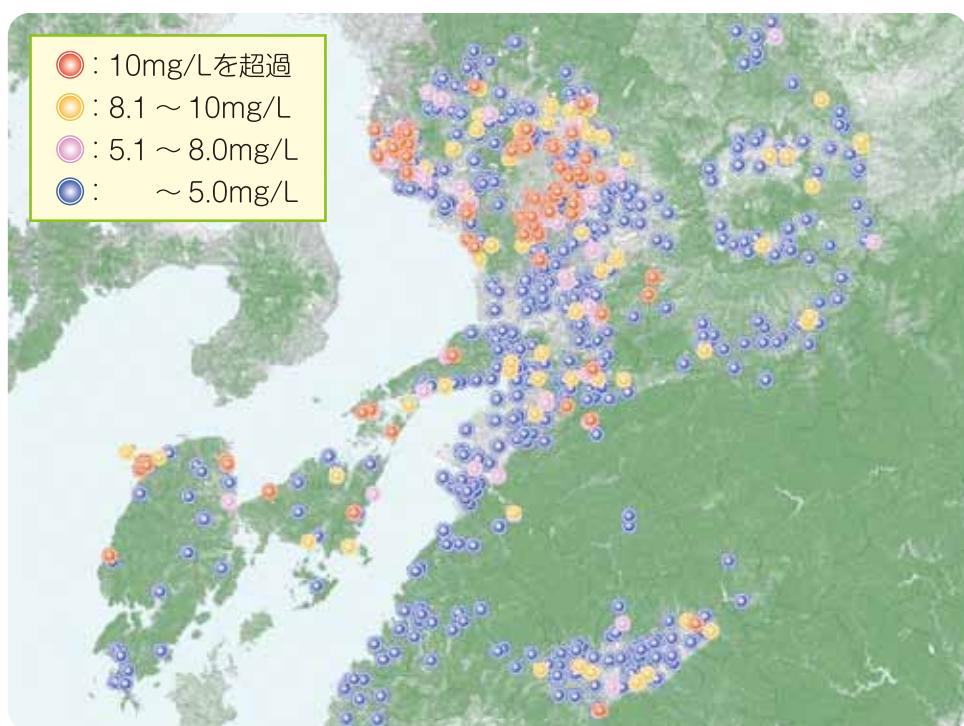
江津湖(熊本市)の湧水量 (平均日量)
H4 : 約49万m³ → H22 : 約41万m³
(△8万m³)

(東海大学産業工学部調べ)



【地下水の水質の状況について】

県内各地において、硝酸性窒素濃度が高く、地下水の環境基準 (10mg/L以下) を超える井戸も見受けられます。



条例の基本理念

次の3つの視点を条例の基本理念とし、地下水の保全に取り組むこととしました。

「公共水」の視点

地下水は水循環の一部であり、県民生活と地域経済の共通の基盤である「公共水」です。

「未然防止」の視点

県民が将来にわたって地下水の恵みを享受できるよう地下水の保全を図ります。

「協働」の視点

県民、事業者、行政が連携・協働して地下水の保全に取り組みます。

1 地下水の水質の保全

熊本県では、24の対象化学物質を使用している対象事業場に対して、国が定めた全国一律の排水基準より概ね10倍厳しい特別排水基準を定めて規制を行っています。この制度は、条例改正後も継続していくこととしています。



対象化学物質とは？

カドミウムをはじめとする有害な24の物質をいいます。これらの物質を含む水については、対象事業場からの地下への浸透や排出水の排出が規制されています。(表1)



対象事業場とは？

鉱業、製造業、卸売・小売業、サービス業及び公務の5区分に属する41業種に該当し、対象化学物質を業として使用する工場、事業場をいいます。

【表1】対象化学物質の地下浸透基準及び特別排水基準

対象化学物質の種類	地下浸透基準	特別排水基準
カドミウム及びその化合物	0.001mg/l未満※	0.01mg/l以下※
シアン化合物	0.1mg/l未満※	0.1mg/l以下※
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	0.1mg/l未満	0.1mg/l以下
鉛及びその化合物	0.005mg/l未満※	0.05mg/l以下※
六価クロム化合物	0.04mg/l未満※	0.05mg/l以下※
砒素及びその化合物	0.005mg/l未満※	0.01mg/l以下※
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/l未満※	0.0005mg/l以下※
アルキル水銀化合物	0.0005mg/l未満※	検出されないこと
PCB	0.0005mg/l未満	0.0005mg/l以下
トリクロロエチレン	0.002mg/l未満	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.0005mg/l未満	0.01mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005mg/l未満	0.3mg/l以下

※対象事業場では、表1に示す地下浸透基準に適合しない地下浸透水の地下への浸透や特別排水基準に適合しない排出水の排出が規制されています。

対象事業場の各種届出

対象事業場に該当する場合、または対象事業場で届出内容に変更等がある場合には、次の届出を管轄の保健所衛生環境課（熊本市内の場合は熊本市水保全課）に提出してください。

なお、既に届出をしていただいている対象事業場は、新たに届出をする必要はありません。

【対象事業場の各種届出】

●使用管理計画届出	対象化学物質を使用する場合（使用前60日）
●使用管理変更届出	対象化学物質の使用管理を変更する場合（変更前60日）
●氏名(名称・住所・所在地)変更届出	事業者氏名、事業場名称、事業者住所及び事業場所在地を変更した場合（変更後30日以内）
●承継届出	対象事業場を承継した場合（承継後30日以内）
●使用廃止届出	対象化学物質の使用を廃止した場合（廃止後30日以内）

自主検査の実施について

平成24年10月1日施行

対象事業場では、排水や井戸水の水質検査を定期的に実施し、結果を記録保存しておかなくてはなりません。その検査結果の未記録、虚偽記録、未保存に対し、20万円以下の罰金を創設しました。

対象化学物質の使用の抑制について

平成24年4月1日施行

対象化学物質を業として使用する方は、対象化学物質以外の物質への転換や使用の抑制に努める必要があります。

対象化学物質や油の流出事故について

対象事業場や貯油事業場から、対象化学物質や油が流出した場合には、ただちに対象化学物質や油の流出を防ぐ応急措置をとるとともに、右記の連絡先に連絡してください。

事故の応急措置後、すみやかに管轄の保健所衛生環境課（熊本市内の場合は熊本市水保全課）に事故届出書を提出する必要があります。



貯油事業場とは？

例えばガソリンスタンドなど、常時油を貯蔵する施設や油を含む水を処理する油水分離施設を設置している事業場をいいます。

県庁環境保全課水質保全班

TEL 096-333-2271 FAX 096-387-7612

各保健所電話番号

有明保健所	TEL 0968-72-2184
八代保健所	TEL 0965-32-3198
人吉保健所	TEL 0966-22-3107
水俣保健所	TEL 0966-63-4104
山鹿保健所	TEL 0968-44-4121
菊池保健所	TEL 0968-25-4135
阿蘇保健所	TEL 0967-32-0535
御船保健所	TEL 096-282-0016
宇城保健所	TEL 0964-32-1148
天草保健所	TEL 0969-23-0172

熊本市水保全課水質保全係

TEL 096-328-2436 FAX 096-359-9945

対象事業場又は貯油施設等における定期点検について

平成24年4月1日施行

対象事業場又は貯油施設（例えばガソリンスタンドなど常時油を貯蔵する施設や油を含む水を処理する油水分離施設をいいます。）の設置者は、対象化学物質の貯蔵施設や貯油施設の定期的な点検・整備を行うよう努めて下さい。

水質事故の状況の公表について

平成24年4月1日施行

対象化学物質や油などの流出事故が発生し、地下に浸透し又は河川等に排出され、健康被害や生活環境への重大な被害が生じたり、生じるおそれがある場合には、県は、事故の状況を公表することとしました。

硝酸性窒素等汚染対策について

平成24年4月1日施行

県は、事業者、県民、市町村と連携・協働して、事業場排水の適正処理、肥料の適正な使用、家畜排せつ物の適正な管理、生活排水対策の推進を図り、硝酸性窒素等（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素をいいます。）の地下への過剰な浸透の抑制に取り組みます。

また、硝酸性窒素等汚染対策の推進に関連し、地下水質保全目標（表2）を改訂しました。



地下水質保全目標とは？

地下水の水質を保全するうえで、維持することが望ましい基準として、地下水質保全目標を定めています。今回、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」をはじめ6物質を追加修正しました。



硝酸性窒素とは？

硝酸性窒素は、血液中のヘモグロビンに作用するため、これを含む水等を飲み続けると、対応する酵素をほとんど持たない乳児（6ヶ月未満）に酸素欠乏症をもたらすおそれがあります。硝酸性窒素汚染の主な原因は、過剰施肥、家畜排せつ物、生活排水の不適正処理などが考えられています。

【表2】地下水質保全目標値（29物質）

項目	地下水質保全目標値
カドミウム及びその化合物	検出されないこと
シアノ化合物	検出されないこと
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと
鉛及びその化合物	検出されないこと
六価クロム化合物	検出されないこと
砒素及びその化合物	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検出されないこと
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	検出されないこと
トリクロロエチレン	検出されないこと
テトラクロロエチレン	検出されないこと
1,1,1-トリクロロエタン	検出されないこと
四塩化炭素	検出されないこと
ジクロロメタン	検出されないこと

項目	地下水質保全目標値
1,2-ジクロロエタン	検出されないこと
1,1-ジクロロエチレン	検出されないこと
1,1,2-トリクロロエタン	検出されないこと
1,3-ジクロロプロペン	検出されないこと
チウラム	検出されないこと
シマジン	検出されないこと
チオベンカルブ	検出されないこと
ベンゼン	検出されないこと
セレン及びその化合物	検出されないこと
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
ほう素	1mg/l以下
ふつ素	0.8mg/l以下
1,4-ジオキサン	検出されないこと
塩化ビニルモノマー	検出されないこと
1,2-ジクロロエチレン	検出されないこと

※「検出されないこと」とは、熊本県地下水保全条例施行規則別表第2の右の欄に掲げる値（判定基準値）を下回ることをいう。

※地下水質保全目標は、自然的要因によって検出された場合に限っては、適用しない。

※□内は今回追加・修正した項目。

2 地下水の水量の保全

熊本県では、地下水の水量を保全するため、熊本県地下水保全条例で、一定規模を超える揚水設備での地下水採取に対し、届出を義務づけています。

しかし、近年、一部の地域で地下水の水位の長期的な低下が見られることから、届出制に加えて、一定規模を超える揚水設備で地下水を採取する場合に、県知事の許可を要することとしました。

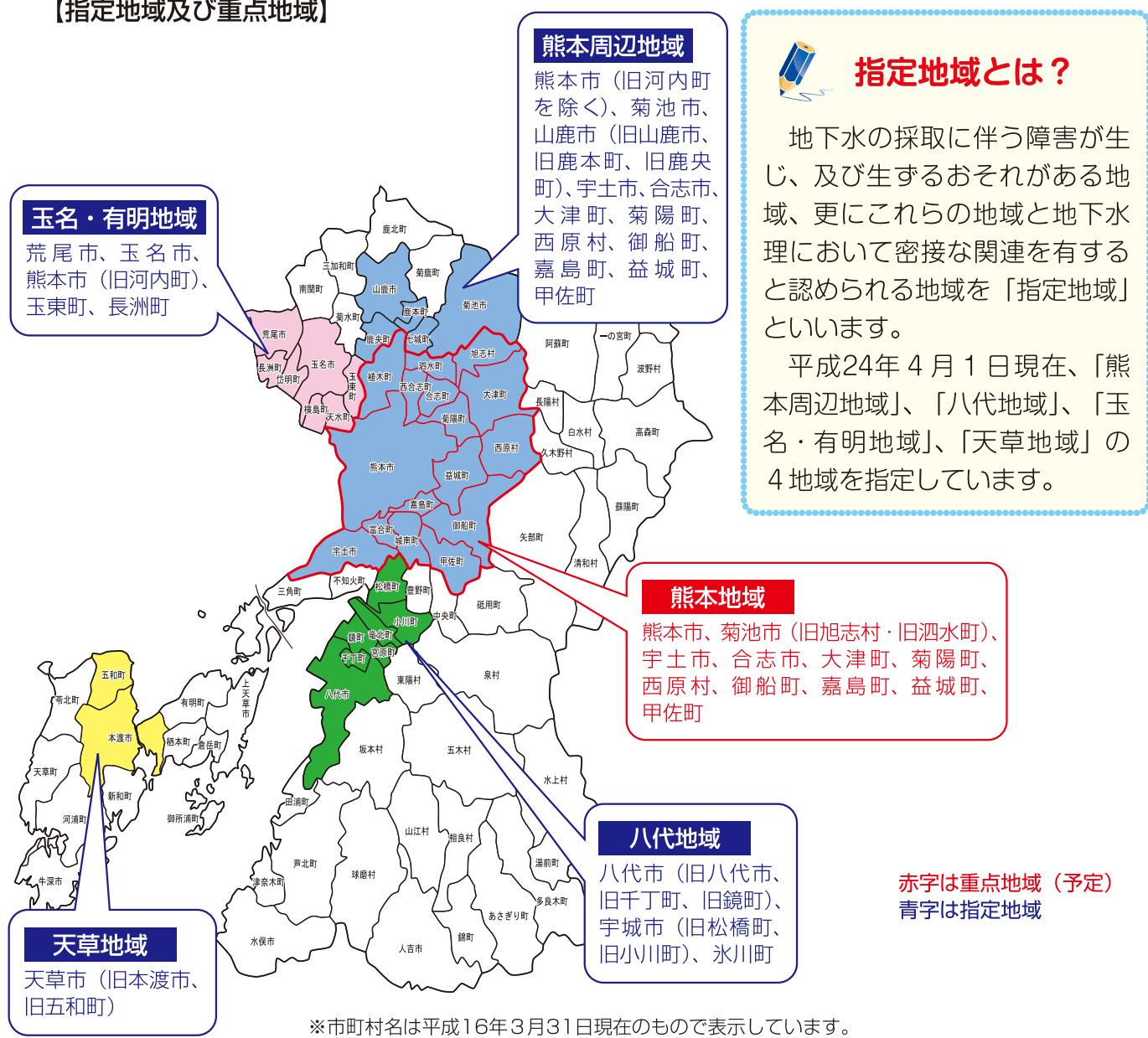
重点地域の指定

平成24年10月1日施行

現在、条例で指定している「指定地域」の中で、特に地下水の水位が低下している地域を「重点地域」として指定します。

重点地域としては、熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）を指定することを予定しています。

【指定地域及び重点地域】



地下水採取の届出制・許可制について

平成24年10月1日施行

- ①指定地域内で、揚水機（ポンプ本体）の吐出口の断面積が 6cm^2 （直径約2.8cm）を超える揚水設備により新たに地下水を採取しようとする場合
- ②指定地域外の地域で、揚水機の吐出口の断面積が 50cm^2 （直径約8cm）を超える揚水設備により新たに地下水を採取しようとする場合
- は、県知事への届出を行う必要があります。
- さらに、平成24年10月1日以降は、
- ①「重点地域内で揚水機（ポンプ本体）の吐出口の断面積が 19cm^2 （直径約5cm）を超える揚水設備により新たに地下水を採取しようとする場合」
- ②「重点地域以外の地域で揚水機の吐出口の断面積が 125cm^2 （直径約12.8cm）を超える揚水設備により新たに地下水を採取しようとする場合」
- は、県知事の許可を受けることが必要になります。
- ※但し、採取した地下水を田畠等のかんがい用に使用する場合は許可を受ける必要はありません。

また、届出についても、

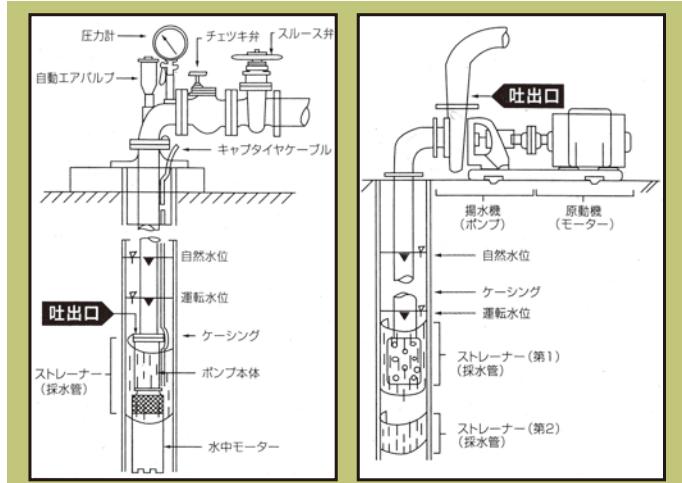
- ①地下水採取の届出期限が、これまでの地下水採取の7日前から30日前になります。
- ②重点地域内で吐出口の断面積が 19cm^2 （直径約5cm）を超える自噴井戸により新たに地下水を採取しようとする場合は、県知事への届出が必要になります。

平成24年10月1日以降の届出・許可の取扱いは、表3のとおりとなります。



吐出口の断面積とは？

地下水を汲み上げる揚水設備の右図の吐出口の断面積をいいます。



【表3】地下水採取の届出・許可

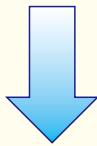
地域名	吐出口の断面積	種類
重点地域	揚水機	6cm^2 超～ 19cm^2 以下
		届出
	自噴井戸	19cm^2 超
指定地域	揚水機	19cm^2 超
		届出
その他地域	揚水機	6cm^2 超～ 125cm^2 以下
		届出
		125cm^2 超
		許可



自噴井戸

《地下水採取の許可の流れ》

地下水採取の事前協議



許可申請の手続きが円滑に進むよう、許可対象となる揚水設備により地下水を採取しようとする場合は、井戸掘削の前に揚水設備の設置を予定している場所の市町村（指定地域・重点地域外の場合は管轄の保健所）に「地下水利用計画書」※を御提出ください。

地下水採取の事前協議



事前協議終了後、井戸の掘削が可能になります。

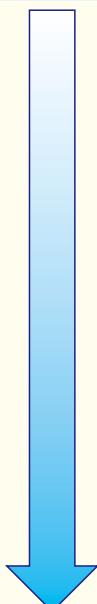
揚水試験の実施



掘削後、実際にどのくらいの地下水を汲み上げができるかを把握するため、揚水試験を行うこととなります。この際、県、市町村の職員が立会います。

（許可対象となる方で平成24年9月30日までに地下水採取の届出を行っている場合は、事前協議及び揚水試験は不要です。）

地下水採取許可申請書の提出



揚水試験実施後、必要事項を記載した「地下水採取許可申請書」※に添付書類を添付して市町村（指定地域・重点地域外の場合は管轄の保健所）に御提出ください。

許可申請書の添付書類

- 揚水試験の結果書
- 水量測定器の設置に関する書類
- 揚水設備の設置の場所を示す図面
- 揚水設備の構造図
- 地下水利用計画書（事前協議時に提出）
- 地下水の水量・水質への影響調査の結果書

（吐出口の断面積が125cm²を超える特に大規模な地下水採取の場合に限ります。）

※揚水試験の結果書及び影響調査の結果書については、既に地下水を採取している場合は添付を要しませんが、地下水保全の観点から、保存されている場合には提出のご協力をよろしくお願いします。

地下水採取許可書等の交付

地下水採取が許可となった場合には、「地下水採取許可書」及び「地下水採取許可済証」を交付します。

※「地下水利用計画書」「地下水採取許可申請」等の様式は確定次第「水の国くまもと」ホームページに掲載します。



既に地下水採取の届出を行っている場合は？

既に地下水採取の届出を行っている場合でも、許可対象に該当する場合は、引き継ぎ地下水を採取するためには、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの間に県知事の許可を受ける必要があります。

地下水採取に関する各種届出等

一部平成24年10月1日施行

地下水採取の届出又は許可の内容に変更等がある場合には、次の届出又は許可の申請等を行つていただく必要があります。

【地下水採取の各種届出等】

●地下水採取変更許可申請	地下水採取許可者で地下水の用途や採取量に変更がある場合
●地下水採取変更届出	地下水採取届出者の氏名、地下水の用途等の変更や、許可者で軽微な事項の変更がある場合
●地下水採取廃止届出	届出を行い又は許可を受けた揚水設備（又は自噴井戸）による地下水の採取を廃止した場合
●地下水採取承継届出	揚水設備（又は自噴井戸）を承継した場合（承継後30日以内）
●地下水採取量報告	地下水採取の届出を行い又は許可を受けた場合は、毎年4月末までに、前年度の地下水の採取量を報告する必要があります。

許可申請書、届出書、報告書の提出先

各申請書等の提出先は、指定地域・重点地域にあっては揚水設備又は自噴井戸が所在する市町村の地下水採取担当課、指定地域・重点地域以外の地域にあっては管轄の保健所の衛生環境課となります。

水量測定器設置の義務について

一部平成24年10月1日施行

揚水機の吐出口の断面積が50cm²を超える揚水設備で地下水を採取する方は、水量測定器を設置する義務があります。また、断面積が50cm²以下の方であっても水量測定器の設置に努める必要があります。

これに加え、重点地域で、揚水機の断面積が19cm²を超える揚水設備で地下水を採取する許可対象者についても、水量測定器の設置が義務化されます。

地下水の合理的な使用について

平成24年10月1日施行

地下水を採取する場合は、県知事が定める「地下水使用合理化指針」を踏まえ、地下水の合理的な使用に努める必要があります。

地下水採取者のうち、許可対象者は、「地下水使用合理化計画」※を作成し、県知事に提出することが必要となります。また、毎年度、その実施状況の報告が必要となります。

※「地下水使用合理化計画」等の様式は確定次第「水の国くまもと」ホームページに掲載します。



地下水の合理的な使用とは？

節水、雨水の使用、水の循環使用、再生水の使用などにより地下水の採取量を抑制することをいいます。

具体的な取組みとしては、節水機器（節水トイレ、節水コマ等）の設置、雨水利用設備の設置、循環・再利用装置の設置（冷却塔、ボイラー等のドレン水回収、洗浄用水等の循環・再利用等）などがあります。

地下水を採取する場合は、県知事が定める「地下水涵養指針」を踏まえ、地下水の涵養に努める必要があります。

また、事業者は、事業地での雨水の浸透に努める必要があります。

地下水採取者のうち、許可対象者は、「地下水涵養計画」※を作成し、県知事に提出することが必要となります。また、毎年度、その実施状況の報告が必要となります。

なお、地下水の涵養にあたっては、地下水が汚染されることがないように必要な措置を講じなければなりません。

また、重点地域内で5ha以上の開発行為を行う場合は、「水利用に関する計画」※及び「地下水涵養に関する計画」※の提出が必要となります。

※「地下水涵養計画」、「水利用に関する計画」等の様式は確定次第「水の国くまもと」ホームページに掲載します。



地下水の涵養とは？

雨水などが土中に浸透し、帯水層に地下水として蓄えられることをいいます。

地下水涵養を促進する具体的な取組みとしては、雨水浸透枠設置等による敷地内の雨水浸透の促進、水田湛水事業の実施、涵養域で栽培された米等の購入、水源涵養林・草地の整備などがあります。



**条例で規定されている義務を果たさない場合や、命令等に従わない場合は、
氏名等が公表されたり、罰則が適用されることがあります。**

お問い合わせ先

【水質保全関係】

熊本県環境生活部環境局環境保全課
TEL 096-333-2271・FAX 096-387-7612

【水量保全関係】

熊本県環境生活部環境局環境立県推進課
TEL 096-333-2272・FAX 096-383-0314

【県内各保健所】

有明保健所	TEL 0968-72-2184	八代保健所	TEL 0965-32-3198
人吉保健所	TEL 0966-22-3107	水俣保健所	TEL 0966-63-4104
山鹿保健所	TEL 0968-44-4121	菊池保健所	TEL 0968-25-4135
阿蘇保健所	TEL 0967-32-0535	御船保健所	TEL 096-282-0016
宇城保健所	TEL 0964-32-1148	天草保健所	TEL 0969-23-0172

「熊本県地下水保全条例」の改正や届出書等の様式については「水の国くまもと」ホームページをご覧下さい。

(アドレス) <http://mizukuni.pref.kumamoto.jp/>

水の国くまもと

検索

※許可申請書等改正に伴い追加する様式については、確定次第「水の国くまもと」ホームページに掲載します。

発行者：熊本県

所属：環境立県推進課

発行年度：平成24年度

2012年4月発行